

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月30日から同年9月2日まで

私は、A社及びB社に昭和28年11月から48年4月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録、同僚の回答及び同僚の給料支払明細書から、申立人は、申立期間に申立人を含む12人とともにA社から関連会社のB社に異動し、継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務に従事し、共に異動したとする当時の同僚の給料支払明細書から、その同僚が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人とともに異動した上記同僚の申立期間に係る給料支払明細書には、事業所名の記載は無いものの、押印されている担当者名は、A社の経理担当者であることが確認でき、また、B社は昭和32年9月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者記録は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものと考えられる。これらのことから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 32 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。